

第一回 参議院大蔵委員会議録 第十二号

(一四七)

昭和二十五年二月十五日(水曜日)午前十一時八分開会

## 委員の異動

二月十三日委員小林米三郎君及び小川友三君辞任につき、その補欠として來馬琢磨君及び平沼彌太郎君を議長において指名した。

## 本日の会議に付した事件

○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律案(内閣送付)

○公司等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出)

○理事(黒田英雄君)これより大蔵委員会を開会いたします。本日は一括して国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、それから国民金融公庫法の一部を改正する法律案、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会

計の借入金の償還期限の延期に関する法律案、公团等の予算及び決算の暫定期限の延長に関する法律案(内閣送付)

○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○政府委員(東條猛猪君)只今議題となる特例に関する法律案、これを議題にいたしまして、先ず政府の提案理由の説明を聽くことにいたします。

まず国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

この一部を改正する法律案外五法案の提出の理由を御説明申上げます。

まず国有林野事業特別会計法

の一部を改正する法律案について御説明いたしました。

右に併しまして、現に林業試験場の所用に供する資産の帰属と一般会計に規定し得た次第であります。

次に国民金融公庫法の一部を改正す

る法律案について御説明いたします。

大蔵委員会議録第十二号

昭和二十五年二月十五日【参議院】

会計の固有資本の額を減少することといたそよとするものであります。これがためには、法律を以てこれを規定する必要があります。

次に連合国軍の需要に応じ連合国軍

のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者及び公共事業費又は米国対日援助見返資金による公共事業に使用される労務者に支拂うべき給與の支拂は、他の労働者の賃金と同様、労働基準法第二十四條の規定によりまして、通貨で直接労働者にその全額を支拂わなければならぬこととなつておりますが、地区によつては、賃金の支拂月額が数千万円といふところもあり、施設、場所その他の諸点から、所管官庁におきまして直接現金支拂することに著しい困難が伴うばかりでなく、各種の事故発生の原因となる虞れもありますので、これが賃金の支拂を迅速且つ確実ならしめるため特に必要があるときは、大蔵大臣の定めるとこりによりまして、日本銀行以外の市中銀行に支拂事務の一端を委託して取扱わせることができる特例を設げようとするものであります。

以上が六法律案を提出いたしました理由であります。

なにとぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○理事(黒田英雄君) 只今説明のありました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案からアルコール専売事業の特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案までは予備審査付

であるのでありますが、これらに対する御質疑は他日に譲ることにいたしました。そこで、最後に説明がありました連合國軍の需要に応じ連合国軍に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案は、参議院の方が先議になつておりまして、本審査になつておきました。ですから、これにつきまして御質疑のおありの方は御質疑を願いたいと思います。

○米倉龍也君 この扱い方はこうあるべきことだと思います。官庁が直接支拂うというようなことは、理由にありますようにいろいろ支障が起る今日まで原因になつておりますから大変いと思ひます。それが、これは一応支拂事務の委託を受ける銀行に対しては予め前渡しとか預託とかいうようなことで、必要な資金を予め出して置くようなことに相成るのでありますか、その点をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(東條猛猪君) この法律案の第二項におきまして、給與金の支拂の際におきましては、検討中でございますが、概略只今のところに相成つております。如何なる具体的な内容の手続を定めますか。

本銀行の大体代理店に持つて参りまつてあります。その事務所長が資金前渡官吏になつておりますが、それが自己宛の小切手を振り出しまして、それを日本銀行の代理店に持つて参りまして、それから支拂いをすることになります。そういうふうに考えております。

銀行でありまして、同じ銀行が二つの資格で仕事をいたしておるわけあります。今申上げましたように、自己宛小切手によりまして資金の調達ができる。今までと殆んど違ひないといふことで、今までと殆んど違ひないといふことで、それが市中銀行のいわゆる資金となりまして、別途仕別先はすでに給與簿等によりまして通知をいたしております。今までの現金を各人別に仕別をして、今までの現金を各人別に仕別をいたして支拂をいたしますという仕組みを只今考へております。従いまして、只今お尋ねの点でございますが、市中銀行に対しましては予め資金の手当ができる、こういう結果になりますといふことを申上げて置きます。

○米倉龍也君 これは極めて事務的な理由で御改正になつたとは承知をするのですが、このことによつて多少事務的関係が起るので、市中銀行の手許資金が幾らか緩和するといふようないふに思ひます。それでそこで各本人に金を手渡しがあれば末端まで金が流れ行く。そこで、こういうことをなさつたのですから受取るべき各労務者の手許に入れるという道程を、銀行から、実際の手續といなしましては各本人に各人別に金が参るようになつたのです。こういうふうに考えております。

○政府委員(東條猛猪君) お尋の点でござりますが、この法律案を提案いたしました趣旨は、純然たる会計上の事務上の観点から提案をいたしたのであります。先程提案理由の御説明に申上げましたように、現在の取扱では非常に煩瑣な手続がかかるのみならず、やはりいろいろ間違ひの因になる、その点を国庫金の経理の適正を期するという観点から是正をいたさなければならぬという、会計法上の事務上の観点から提案をいたしました次第であります。

○木内四郎君 御趣旨はこれは非常に結構だと思うんですが、さつきの御説明だと今までと殆んど違ひないといふことで、この法律の改正を見ますと、市中銀行に支拂事務を移すということになります。申上げましたように、自己宛小切手によりまして資金の調達ができる。従来日本銀行代理店といつてしまつて仕事をいたしておりますが、新たにこの法律によつて廃止するという趣旨では決してございません。従来日本銀行の代理店の事務をいたしておられます銀行は、同時に一面向におきましまして、それが市中銀行によります銀行としての務めを勿論いた



度の分につきましては、或程度のものはでござるだらうと、こう考えておりましから、私立戻りまして、御趣旨に副うように検討いたして見ます。それでできましたならば御配付を申上げます。

○油井賢太郎君 序に今の問題に関連いたしまして、こういう終戦処理費と、それから日本の各地域におけるところの経済状況ということと関連して、安本あたりで以ていろいろ、国土総合計画を立てるとか、或いは公共事業費の分布を決めるとかいうようなことをやつておられるかどうか、この点はあなたで御回答できるか、若しお分りでしたら、この際御発表願いたい。

○政府委員(東條猛猪君) 安定本部でO政府委員(東條猛猪君) 規定の形式によつて日本銀行以外の市中銀行における工事を請負つたというような会社があつた場合に、その会社の取引銀行が何かを指定する。その方が便宜だから、それを指定するというようなことはないのですか。

○油井賢太郎君 今問題は、これは相当重要な問題ですから、一つ委員長からも今の点について安定本部の方に御連絡願つて、大蔵省を通じてでも結構ですからやつて頂きたいので、この構ですからお答えいたしたいと存じます。

○木内四郎君 次の委員会でも御回答願いたいと思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) ここで考えております労務者は、大体におきまして直轄……進駐軍の場合はありますと、進駐軍が現地で使つてゐる労務者

が、私は便益市中銀行市中銀行と申しますが、法律案におきましては單に銀行とありますと、日本銀行を除くと

書いてございます。銀行が例えれば三つあります。銀行が例えれば三つありますので、木内さんのお話によつて、請負業者がおつて、これが非常に取引が多い銀行が便宜だという実例は殆んど先ずないのではないか、こういうふうに考えます。

○油井賢太郎君 今のが、日本銀行の代理店をいたしましたが、日本銀行の代理店をしていない市中銀行というのは、一体どのくらいの数があるのですか。大抵代理店といふ看板を掛けておるのではありませんか。

○政府委員(東條猛猪君) 第二項に「必要な手続は、大蔵大臣が定めること」であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告の内容は、例によつて委員長にお委せられることとに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を附することになつておりますから、本案を可とされましめた方は順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

る、こちらがこうだからあそこを増してやろうと、いうまでの密接な関係なしに、独自の立場から決めておるのではありますから、御質問がななかろうか、こう考えております。尙必要がございましたら、私の方から安定本部に連絡いたしまして、然るべき担当官からお答えいたしたいと存じます。

○油井賢太郎君 今問題は、これは相当重要な問題ですから、一つ委員長からも今の点について安定本部の方に御連絡願つて、大蔵省を通じてでも結構ですからやつて頂きたいので、この構ですからお答えいたしたいと存じます。

○木内四郎君 大蔵大臣の定めることによつて日本銀行以外の市中銀行における工事を請負つたというような会社があつた場合に、その会社の取引銀行が何かを指定する。その方が便宜だから、それを指定するというようなことはないのですか。

○政府委員(東條猛猪君) ここで考えております労務者は、大体におきまして直轄……進駐軍の場合はありますと、進駐軍が現地で使つてゐる労務者

が、私は便益市中銀行市中銀行と申しますが、法律案におきましては單に銀行とありますと、日本銀行を除くと

書いてございます。銀行が例えれば三つあります。銀行が例えれば三つありますので、木内さんのお話によつて、請負業者がおつて、これが非常に取引が多い銀行が便宜だという実例は殆んど先ずないのではないか、こういうふうに考えます。

○油井賢太郎君 今のが、日本銀行の代理店をいたしましたが、日本銀行の代理店をしていない市中銀行というのは、一体どのくらいの数があるのですか。大抵代理店といふ看板を掛けておるのではありませんか。

○政府委員(東條猛猪君) 第二項に「必要な手續は、大蔵大臣が定めること」であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告の内容は、例によつて委員長にお委せられることとに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○油井賢太郎君 そうしますと、銀行

以外の、例えは信用組合とか無盡会社

とか、そういうたよなものは含まないで、銀行と限定されるのですか。

○油井賢太郎君 直接関係はないが、やはり関連する大きな問題ですか。

○政府委員(東條猛猪君) 仰せの通ります。

○政府委員(東條猛猪君) おきましてはそこでやらせる場合におきましてはそこまでやらせる

でございまして、銀行ということを考えております。

○平沼彌太君 只今の御質問で段々分つて来たのですが、日本銀行の代理店

における工事を請負つたというようなをやつておる銀行にやらせるるとすれば、市中銀行という市中という字をどうして入れてあるのですか。

○政府委員(東條猛猪君) 御質問を十分聽き取れなかつたのでござります。

○油井賢太郎君 いつの御質問で段々分つて来たのですが、日本銀行の代理店における工事を請負つたというようなをやつておる銀行にやらせるとすれば、市中銀行という字をどうして入れてあるのですか。

○伊藤保平

○政府委員(東條猛猪君) 形式的には大蔵大臣が勿論決定いたします。ただ先程来ちよつと申上げましたが、大部分の場合におきましては、実際問題と困難でありますと、従いまして又一面困難でありますと、従いまして又一面

○政府委員(東條猛猪君) 同時に市中銀行としての資格で事務を大蔵大臣が定めることになりますが申上げますと、終戦処理費の金がどこにどう使われるかといふ見通しといふものは、実はなかつたしまして、日本銀行の代理店が

いたしましたが、日本銀行の代理店をしていない市中銀行というのは、一体どのくらいの数があるのですか。大抵代理店といふ看板を掛けておるのではありませんか。

○政府委員(東條猛猪君) 第二項に「必要な手續は、大蔵大臣が定めること」であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告の内容は、例によつて委員長にお委せられることとに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を附することになつておりますから、本案を可とされましめた方は順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

<p>○理事(黒田英雄君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。</p> <p>それでは本日はこれにて散会いたし</p> <p>午前十一時五十二分散会</p> <p>出席者は左の通り。</p>	<p>西川甚五郎　　太内四郎 油井賢太郎　小宮山常吉 米倉龍也　　平沼彌太郎 来馬琢道</p>
<p>委員</p>	<p>黒田英雄君 伊藤保平君 玉屋嘉章君 西川甚五郎君 平沼彌太郎君 木内四郎君 油井賢太郎君 来馬琢道君 小宮山常吉君 米倉龍也君</p>
<p>政府委員</p>	<p>(大蔵事務官 主計局次長)</p>
<p>左の事件を付託された。</p> <p>一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案</p> <p>一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案</p> <p>二月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。</p>	<p>西川甚五郎君 玉屋嘉章君 西川甚五郎君 平沼彌太郎君 木内四郎君 油井賢太郎君 来馬琢道君 小宮山常吉君 米倉龍也君</p>

<p>この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。</p> <p>二月十一日本委員会に左の事件を付託された。</p> <p>一、大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案</p> <p>一、国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を改正する法律案</p>	<p>2 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 前項の規定による給與金の支拂の事務の一部を銀行に委託する場合の手續及び給與金の支拂に関する手続は、大蔵大臣が定める。</p> <p>2 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。</p> <p>1 この法律は、昭和二十四年法律第四十九号の一部を次のように改正する。</p> <p>第五條第一項中「十八億円」を「三十億円」に改める。</p>	<p>1 政府は、連合國軍の需要に応じ連合國軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支務の処理の特例に関する法律案</p>
<p>1 連合國軍の需要に応じ連合國軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支務の処理の特例に関する法律案</p>	<p>1 連合國軍の需要に応じ連合國軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支務の処理の特例に関する法律案</p>

<p>1 退職手当金の免稅に関する請願</p> <p>(第六一〇号)</p> <p>一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願(第六六三号)</p> <p>一、消費生活協同組合に対する融資等の請願(第六八三号)</p> <p>一、ソリューションの物品税軽減に関する請願(第六九四号)</p> <p>一、株式譲渡の名義書換期間制限に関する陳情(第一一二三号)</p> <p>一、めのう及びその製品の物品税軽減に関する陳情(第一一六号)</p> <p>一、観光事業に見返り資金融資の陳情(第一二八号)</p> <p>二月十一日本委員会に左の事件を付託された。</p> <p>1 退職手当金の免稅に関する請願</p> <p>1 受理</p> <p>第六一〇号 昭和二十五年一月三十日受理</p> <p>退職手当金の免稅に関する請願</p> <p>請願者 東京都文京区林町七〇</p> <p>紹介議員 細川嘉六君 兼岩傳一君</p> <p>組合連合会内 永野恰</p>	<p>請願者 愛媛県新井郡多喜浜村眞鍋裕外六千八百六十一名</p> <p>紹介議員 久松定武君</p> <p>たばこ事業の民営案は、耕作、製造、販売の中製造、販売を民営として耕作のみ現実化制度下に存続せしめんとするものであつて、自由競争と外国原料輸入等により耕作者の不安を生じ地方業に與える影響も大きいから、たばこ事業の民営移管には反対であるとの請願。</p>
<p>第六一〇号 昭和二十五年二月二日受理</p> <p>第六八三号 昭和二十五年三月二日受理</p> <p>第六六三号 昭和二十五年二月一日受理</p> <p>第六九四号 昭和二十五年二月二日受理</p>	<p>請願者 福島市新町四八福島県事長 柳原嚴</p> <p>紹介議員 田中利勝君</p> <p>消費生活協同組合に対する融資等の請願</p> <p>請願者 福島市新町四八福島県事長 柳原嚴</p> <p>紹介議員 田中利勝君</p> <p>消費生活協同組合は、国民生活の安定と生活文化向上のための経済活動と行う組織であるから、当然何等かの金融的配慮がなければ現在の資金統制下において充分な活動をすることができない。しかるに法施行以来すでに一年有余を経ているにもかかわらず何等の資金的措置が採られていないのは、一般会社、企業者はもろん農業協同組合、中小企業協同組合等が中央金庫あるいは他の方法によつて融資が譲せられてゐる、現況にかんがみ極めて遺憾であるから、緊急措置としての特殊金融機関をすみやかに設置せられたいとの請願。</p>

<p>第六一〇号 昭和二十五年二月一日</p> <p>第六九四号 昭和二十五年二月二日</p> <p>第六六三号 昭和二十五年二月一日</p> <p>第六九四号 昭和二十五年二月二日</p> <p>第六九四号 昭和二十五年二月二日</p>	<p>請願者 愛媛県新井郡多喜浜村眞鍋裕外六千八百六十一名</p> <p>紹介議員 久松定武君</p> <p>たばこ事業の民営移管反対に関する請願。</p> <p>第六一〇号 昭和二十五年二月二日</p> <p>第六九四号 昭和二十五年二月二日</p> <p>第六六三号 昭和二十五年二月二日</p>
---	--

